

# 平成23年4月1日より 入院診療費の算定方法が変わりました

青森市民病院は、医療の質や透明性の向上を図るため、平成23年4月1日より、厚生労働省が指定する「包括評価制度（DPC/PDPS）」という新しい算定方法で入院診療費を請求する病院となりました。



## DPC/PDPS とは？

DPC/PDPS とは、入院診療費を積算する新たな算定方法で、平成15年から厚生労働省が推進し、大学病院・国立病院を中心に施行され、現在では全国の病院に拡大されています。

診療費の計算方式である「出来高方式」では、診療を行った検査や注射、投薬などの量に応じて診療費が計算されていましたが、この新たな診療費の計算方式では、病名や手術・処置等の内容に応じた1日当たりの定額の診療費を基本として全体の診療費の計算を行います。（1日当たりの定額の診療費は、病名ごとに定められる診断群分類と呼ばれる分類ごとに入院日数に応じて定められています。）

なお、手術・リハビリなどの医師の専門的な技術料については、これまで通りの出来高方式で診療費が計算され、入院にかかる診療費は、定額分（包括分）と出来高分とをあわせたものとなります。

## 青森市民病院からのお願い

### ○ 服用中のお薬や検査データ等をご持参ください

・入院される以前から、当院又は他の病院で投与されているお薬や、他の医療機関での検査データ・レントゲンフィルムがある患者様は、お手数ですが入院される際にご持参ください。

### ○ 差額調整を行うことがあります

・月をまたぐ入院となった場合、病状の経過や治療内容等により病名が変更となる場合があります、これに伴い請求額が変動した場合は、退院時等に前月までの支払額との差額調整を行うことがありますので、ご了承ください。

### ○ 診療費負担金の請求は月末時（月単位）1回です

・診療費負担金は月末時（月単位）1回の請求となっておりますので、入院前に「限度額適用認定証」の利用をお勧めします。

新しい入院医診療算定方法について、ご不明な点等ございましたら、事務局 医事運営チーム 内線 7118 又は医療費等相談窓口 内線 5115 までお問い合わせください。

患者様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



## DPC/ PDPS に関する Q&A

Q 入院診療費の一部負担金額はどう変わるのですか？

一部負担金の割合は、従来と変わりはありませんので、患者様が加入されている保険の負担割合に応じてお支払いいただきます。なお、制度上、退院時等に前月までの支払額との差額調整を行うことがあります。

Q 今までの出来高計算と DPC による計算では一部負担金はどちらが高いのですか？

DPC では入院期間の病名によって 1 日あたりの入院診療費が決まります。出来高払い方式と比べて病名や入院日数により高くなる場合もあれば安くなる場合もありますので一概には言えません。

Q 高額療養費の取り扱いはどうなりますか？

従来どおりであり、変更はありません。

Q 食事の料金もこの料金に含まれますか？

従来どおりであり、変更はありません。食事の代金は、別に負担していただくことになります。

Q DPC/ PDPS とはどのような計算となるのですか？

以下のような計算となります。



Q DPC/ PDPS になっても診療は今までと同じように受けることができるのでしょうか？

当院での医療及び治療方針に変更はありません。

あくまでも入院診療費の計算方法が変更となったもので、これまでの医療及び治療方針が変わるわけではありません。

当院では、安心して皆様に質の高い医療を提供できるよう、これまでと同じく努力してまいります。